

広島県告示第八百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	指定年月日
日下医院	呉市焼山中央 一―二―一五	精神通院医療	内科・循環器科	日下 美穂	平成二十二年 九月一日
医療法人慈生 会前原病院	福山市手城町 一丁目三―四	精神通院医療	内科	前原 敬悟	平成二十二年 九月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ももたろう薬局海岸店	呉市海岸一丁目四―一〇	精神通院医療	平成二十二年 九月一日
ファーマシイたけがは な薬局	福山市水呑町三五九〇―一	精神通院医療	平成二十二年 九月一日
そうごう薬局福山店	福山市御門町一丁目三―三二	精神通院医療	平成二十二年 九月一日
あしべ薬局	福山市駅家町上山守二二三―一	精神通院医療	平成二十二年 九月一日
ズームズーム薬局	安芸郡府中町青崎南八―一―二〇	精神通院医療	平成二十二年 九月一日